

因州鳥取藩と大坂両替商——文久三年～慶応元年の大名貸——

須賀博樹

はじめに

江戸時代後期、大名家は奉公として幕府の「御用」を遂行するに際し、幕府からの御恩とも言える貸付金にも依存していた。しかし、幕末期は政情不安定や御用拡大による支出増大で幕府財政も厳しさを増し、それは大名家への江戸での貸付金運用の限界をも引き起こした。貸付金運用の限界もあり、大名家は幕府の貸付金以外にも金策を積極的に求めたため、この時期より大坂両替商は飛躍的な出銀高に繋がったと考えられる。

本稿が扱う文久三年～慶応元年（一八六三～一八六五）は、

藩主池田慶徳が国事周旋に乗り出し、鳥取藩の御用も京都警衛に重心が移ることで、藩にとっても大坂での大名貸が重要度を増す時期でもある。幕末鳥取藩の財政や大名貸の研究は少ないが、関連するものは次のようになる。飯島千秋による江戸馬喰町郡代屋敷御貸付役所（以下、貸付役所と略記）の貸付金の研究では、ペリー来航以降から文久期が武備拡張、海防、江戸城普請（上納金）、和宮下向警固、將軍上洛供奉・先登、長崎・京都・大坂・神奈川・府内警衛等で、元治期以降も長防追討、常野州・和州賊徒追討等で、大名・旗本の負担は大幅に増加した。このため幕府に拝借金・貸付金の貸与、返納猶予を求める者が増えた。こ

の時期の幕府は大名・旗本に対し、財政援助は拝借金貸与を抑制して貸付金貸与で対処しようとしており、貸付は「公務」である御用遂行と忠勤精励の代償の役割を持たせていたと位置づけている⁽¹⁾。筆者は慶応二年～明治四年（一八六六～一八七二）の錢屋佐兵衛（以下、錢佐と略記）と鳥取藩の財政関係に焦点を当てて考察した⁽²⁾。しかし、その前段階となる幕府の貸付金という財政援助の限界と藩自身の大坂での金策の確保と維持が、幕末両替商に見られる貸付高の飛躍的増大に繋がる過程の言及は見られない。

文久三年～慶応元年に大坂の大名貸で重要となる田村図書による六万両と石原節之丞による一〇万両の借財だが、田村図書の方は後述（一章）のように『鳥取県史』で指摘はある⁽³⁾。関連して、岡崎平内家の旧鳥取藩士岡崎家資料仮目録（以下、岡崎家資料と略記）でも資料66～82の藩債史料は今後詳細な検討を要すると指摘する⁽⁴⁾。他方、この時期の鳥取藩財政と関係した大坂両替商の現在の残存史料は、鴻池新十郎家（以下、鴻池と略記）の文久四年「大福帳」と錢佐「諸家貸」「諸家徳」に限定される⁽⁵⁾。筆者は、「諸家貸」と「大福帳」の内容を基準に置き、岡崎家資料の藩債史料との比較検証を行った。その結果、岡崎家資料の藩債

史料の銀高・出銀は、錢佐と鴻池の史料と一致しており、これにより錢佐と鴻池以外の各家の銀高や出銀状況も正確に示している史料であると証明されよう。

本稿の課題を示す次のようになる。①それら史料の比較検討を進めることで、鳥取藩の京都での国事周旋や京都警衛の財政的背景を明らかにすることができ、尊攘運動から倒幕への時代的变化が激しい時期における大名貸の変容の一例を提示できる。則ち、幕府の江戸での貸付金運用が限界に至り、大坂での大名貸がより重要視されていた過程にあてはめられる。②幕末鳥取藩の国事周旋と京都警衛御用を財政的に支えたのは大坂での大名貸と言えるが、出銀、藩の立てた返済予定、「御差別」と称される返済の実際の過程を考察していくことで藩の借入金の種類や借入期間の問題の解明を試みていきたい。

一 鳥取藩の国事周旋と京都警衛御用

田村図書と石原節之丞により契約された一六万両は、鳥取藩が特に京都・江戸での国事周旋や京都警衛御用の政治活動を支える資金になったと見られる⁽⁶⁾。文久二年四月、薩摩藩主島津忠義の実父であった久光は藩兵を率い入京した。

それは朝廷権威を背景に幕政改革を迫る国事周旋策のためであり、雄藩指導の公武合体推進だった。鳥津久光の入京で鳥取藩も本格的に国事周旋に乗り出す。この時、藩主池田慶徳は江戸を出発し、日光社参を経て帰国の途にあった。慶徳は入京せず五月一九日に伏見藩邸を出発し、二〇日に大坂で大原重徳の使者荻野主鈴が大坂藩邸を訪ね慶徳に滞京を勧める大原の内意が伝えられたが、二六日に帰国した。大坂では中老田村図書が「変動起り候はば、其時軍用金当所（大坂）調談叶ひまじくや、今の内成り丈借用定約致し置くべし」という慶徳の内命を受けて平野屋五兵衛と出雲屋三郎兵衛に交渉して六万両の借金契約を結んだ（田村図書勤中不忘備記）。

慶徳は一〇月八日に鳥取を出発し、一五日に入京し国事周旋の勅諭を受け、二〇日には江戸への東下周旋の命を受けて二一日には京都を出発し、一月五日江戸に入る。慶徳は弟の一橋慶喜との攘夷問題への幕府の対応策をめぐる意見対立で周旋が難航したが、二七日に三条実美より攘夷の勅諭が伝えられ、将軍徳川家茂も受諾した。国事周旋の区切りをつけた慶徳は一二月四日に江戸を出発し一九日に再入京した。文久三年正月一五日に慶徳は大坂から帰国し

たが、途中の姫路で将軍上洛まで滞京して国事周旋に当たるよう求められ、再び二三日に入京し北野松梅院に入り、攘夷期限確定について会談を重ねている。慶徳は、朝廷より二月二一日に「撰海守備総督」を命じられて大坂へ赴き、三月八日に賀茂社行幸が下命されると上京したが、周旋に区切りをつけると大坂湾と隠岐の警備を理由に一六日に帰国した。諸藩に対し同年三月から八月一八日の政変まで、朝廷・幕府から京都警衛について異なる命令が下る政令二途の状態になった。

慶徳の帰国中、江戸の幕閣は生麦事件の償金を五月九日に支払ったことで、滞京する将軍が朝廷へ奉答した一〇日を攘夷期日とする旨と矛盾することになり、幕府非難が高まり国事周旋は打撃を受ける。慶徳は藩是が混沌とする中、二六日に幕府から上京と七、九月の京都警衛勤仕の旨が伝えられ、六月二日に朝廷からも上京が促された。

鳥取藩は六月八日に大坂天保山での撰海警衛を解任されたが、一四日に大坂湾に入り石炭を要求した英国船に攘夷実行で砲撃を加えた。慶徳は二一日に鳥取を出発し、二七日に入京して本陣の本圀寺に入る。次に、慶徳と蜂須賀茂韶（徳島藩世子）、池田茂政（岡山藩）、上杉斉憲（米沢藩）

の四人は公卿らの朝議で関係を深め団体化して国事周旋に乗り出した。慶徳は攘夷即行を幕府に要求しつつも公武合体路線を貫こうとする立場なため、倒幕に繋がる急進尊攘派の攘夷論は認め難く、国事周旋にも自信を失い、八月六日には国事諮詢の辞表を関白鷹司助熙に提出する。そして一六日には慶徳の態度を非難する貼紙があり、一七日夜には藩主の汚名を雪ぐため藩内尊攘派が慶徳の側近四人を殺害する本圀寺事件が起き、翌日に八月一八日の政変が起きた。慶徳は、九月二二日に攘夷国策の早急樹立と長州藩救解を周旋したが、報いられず一〇月一日に京都から失意の内に帰国した。

京都では、元治元年（一八六四）六月五日に池田屋騒動で尊攘派志士や長州藩士が新撰組に殺害され、中旬に長州藩は京都へ向け出兵した。この報が鳥取藩に達すると二七日に慶徳は家老鶴殿主水介以下、津田上総や田村図書らにあくまで京都警衛詰として出兵すべき旨を申し渡した。出兵が明らかになった二七日夜に池田^{なから}仲立⁽⁷⁾が慶徳に遺書を残して諫死したが、予定通り二九日に家老鶴殿主水介や番頭田村図書らは鳥取を出発し入京した。幕府は七月二日に京都近郊と京都各要所に諸藩担当の守備場所を設定し、鳥

取藩は上賀茂警衛が命じられた。一九日に長州藩兵が入京してきたことで、蛤御門・堺町御門付近でこれを守備する会津・桑名・薩摩・筑前藩兵と戦闘を始めた。禁門の変では、鳥取藩兵本隊は田村図書が上賀茂警衛を指揮していたが、長州藩兵と兵火を交えることは無かった。京都では二三日に朝廷は長州藩追討の命令を下し、二四日に幕府は西国諸藩に出兵を命令した。これ以降、鳥取藩は八月一〇日に上賀茂警衛を解かれ、九月一四日、同二年正月一五日は御所南門警衛を、次いで中立売御門警衛をしている。

二 田村図書と石原節之丞による借金依頼

(1) 田村図書と石原節之丞

田村図書と石原節之丞の略歴と借金依頼辺りの行動を「家譜」より述べていきたい。⁽⁸⁾ 田村図書は田村成俊家七代目で鉄馬、伊右衛門、喜内、図書へと改名した。その後、万延元年（一八六〇）三月一八日江戸で御居間中老本役・知行高六〇〇石、七月二日に作事御用懸・作廻方兼帯へ、文久元年三月一八日に御勝手方御普請方になった。借金依頼の辺りは、江戸で同二年四月三日に藩主池田慶徳の日光社参と帰国で日光社参までの御供だったが、二八日に鳥取

までの御供に変更された。六月八日に「道中御供二而大坂迄罷帰候処、御用向有之御供御免、同所二相残居申候処御用相濟今日帰着」とあり、大坂で御用向きのため御供御免となり大坂に滞在、御用が済み鳥取に帰着している。

石原節之丞は石原常節家五代目で、文政四年（一八二一）九月二十七日に家督を相続し、経済官僚として歩む。安政三年（一八五六）二月一八日に新知二〇〇石になった。借金依頼の辺りは、文久二年八月二十七日に御勝手方助役となり御役料一〇〇俵、当分御勘定奉行を請け持ち銀札場長役も兼帯した。九月九日に元メ役となり、蠟座御国産銀札場共長役も兼帯して大坂へ赴き、十一月九日に鳥取に帰着した。同三年四月三日に昵近じよえになり、「御勝手方御用二付、急々致登坂候様被 仰付候事」で急ぎ大坂へ登り、六月一〇日に鳥取帰着とあるため、依頼はこの間と考えられる。慶応元年五月五日に胸痛の病気で死去した。

田村と石原が関係した藩債史料は奇跡的に残され岡崎家資料に含まれる。「70御借財調（藩債）」「71（藩債に関する書上）」「75（藩債返済に関する調書）」「76（丑年御米見積書）」は詳細な目録として表1を示す（以下、当該史料は「史料名」（番号）で示す⁹）。

（2） 江戸雑用金

鳥取藩は大坂両替商より雑用金や臨時御用で融資する集団を結成しており、その「江戸雑用金」を毎月出銀する商人集団を便宜上「組合」と称する。文久（元治期）には、両家と称される鴻池新十郎と平野屋五兵衛、千草屋宗十郎・中村六兵衛・炭屋安兵衛（以下、炭安と略記）・平野屋新兵衛・天王寺屋忠次郎・吹田屋六兵衛・布屋甚九郎・錢屋佐兵衛・加鳥屋作兵衛・塩屋茂助・万屋伊太郎・雑喉屋三郎兵衛・油屋吉次郎である（鴻池・錢佐は表4・5参照¹⁰）。他に、後に組合に加入する炭屋彦五郎（以下、炭彦と略記）、加入は無いが出雲屋三郎兵衛の動きも見逃せない（右側に傍線を付した人名は田村図書と石原節之丞による出銀者）。

（3） 金相場建問題

田村図書が文久二戌年依頼の六万両（以下、【田村】と略記）、石原節之丞が文久三亥年依頼の一〇万両（以下、【石原】と略記）、合計一六万両は、貸付時には出銀されて金へと換算されるが、出銀時の相場建で揺れも認められる。

【田村】【石原】は表2にも示した。

「御手当金」（70—4）¹¹を考察すると、【田村】は文久二

年五〜六月頃に依頼のため、銀高が金一兩 \parallel 銀六〇匁で換算され、平野屋（二一〇〇貫目）と出雲屋（二五〇〇貫目）で計三六〇〇貫目とある。【石原】に関しては、金高だけを記す各家は平野屋が一萬兩・炭安と炭彦が各二万兩ずつ・油屋と布屋が各五〇〇〇兩ずつとあり、藩へ渡す金額だけは先決され、それに伴う銀高は基本問題視されていないことが窺われる。それに対し、金高（銀高）併記の各家が千草屋は二万三八〇〇兩（二〇〇〇貫目）・錢佐は九五〇〇兩（八〇〇貫目）・鴻池は一一九〇兩（一〇〇貫目）で、

すでに文久三年九月一日「口達」に「以来金壹兩二付銀八拾匁以上之相場を以兩替致間敷候、尤八拾目以下之相場相立候義ハ不苦候」とあり、金一兩 \parallel 銀八〇匁以上で兩替することが禁止された。その後、一月七日「口達」では「当分之内天然之相場ニ復し、正金打与唱、銀手形を以正金買入ニ向ひ候分ニ限り、打銀取遣り致候義急度相止、以前之通金銀売買可致候」とあり、金一兩 \parallel 銀八〇匁の公定相場は廃止したが、正金打と唱え銀手形で正金を買い入れる際の打銀は禁止するが金銀売買は許可した。⁽¹²⁾

「戌年御請：（平野屋・千草屋）」（71-1）⁽¹³⁾で、【田村】六万兩の銀高に関し、金一兩を銀六〇匁から銀八〇匁で仕切り直し、「違ひ目」を加え、平野屋（二八〇〇貫目）と出雲屋（二〇〇〇貫目）で計四八〇〇貫目とした。【石原】では金一兩 \parallel 銀八〇匁で換算されたため、特に金高（銀高）併

【田村】と【石原】では相場差が二四匁差もあり、【石原】では大坂での金相場上昇を受けて対処法が二つ出た。

【田村】と【石原】では相場差が二四匁差もあり、【石原】では大坂での金相場上昇を受けて対処法が二つ出た。

形態	数量	備考
状	1	
状	1	付紙あり
状	1	
状	1	付紙あり、75-3に接す
状	1	
状	1	
状	1	
状	1	
状	1	
状	1	
状	1	
状	1	70-5に接す
状	1	

表1 藩債関係史料

No.	原表題〔内容表題〕	「書き出し」(内容)	作成年代
70	御借財調(藩債)		
70-1	御古借調	「御古借之分」(江戸・大坂で毎年要する米と銀)	(元治元年)
70-2	御借財調	「当子春越し借財調」(江戸馬喰町・大坂・御国)	子(元治元年)
70-3	御借金増減	「戊正月改」(御国・江戸・大坂・他)	(元治元年)
70-4	御手当金	「田村図書を申談し候御手当金」(田村図書より6万両)、 「石原節之丞を申談し候拾万両之口」	(文久3～元治元年)
70-5	四	「御差別調」(平野屋・鴻池・千草屋・炭安・炭彦・布屋・銭屋・出雲屋・油屋の銀高)	丑(慶応元年)
71	(藩債に関する書上)		
71-1		「戌年御請…(平野屋・出雲屋)」(亥年御請は平野屋・千草屋・炭安・炭彦・銭屋・油屋、依頼調達之分は鴻池・布屋)	(元治元年)
71-2	石原節之丞の談事	「昨亥年御談御請高」(平野屋・炭安・炭彦・銭屋・油屋・布屋・鴻池・千草屋)	(元治元年)
71-3-1		「一御平用無し」(武器・銀納・御除・為御登・御銀札場戻し等の金銀高振り分け)	
71-3-2		「木綿代滞之内百疋貫目ニ付壹分歩」(金5000両借用)	
71-4		「一銀弍千貫目 千草屋宗十郎」(炭安・炭彦・銭屋・油屋・平野屋・布屋・鴻池の金銀高)	亥(文久3年)
71-5		「田村図書ヨリ申談候御手当金」(「石原節之丞を申談候御手当金」納銀済と残銀)	
75	(藩債返済に関する調書)		
75-1	壹	「一金相場立之処不決定…」(80匁立で取調。平野屋・千草屋・炭安・銭屋、出雲屋の御差別方針)	(慶応元年)
75-2	弍	「納銀調」(平野屋・鴻池・千草屋・炭安・炭彦・布屋・銭屋・出雲屋・油屋)	(慶応元年)
75-3	三	「御手当金納銀残り調」(平野屋・鴻池・千草屋・炭安・炭彦・布屋・銭屋・出雲屋・油屋)	(慶応元年)
76	(丑年御米見積書)	「 ^(ママ) 丑御米見積」(古米共 一、六万五千四石程 積出シ地払高)(大坂廻し、地払尾道払)	(慶応元年)

参考：『資料調査報告書—旧鳥取藩士岡崎家資料—(昭和160年度)』(13集)鳥取県立博物館、1986年、5頁。

炭屋安兵衛	炭屋彦五郎	錢屋佐兵衛	油屋吉次郎	鴻池新十郎	布屋甚九郎	計
石原節之丞 当用	石原節之丞	石原節之丞	石原節之丞	石原節之丞	石原節之丞	
両 20,000 20,000	両 20,000 20,000	両 9,500 10,000	両 5,000 5,000	両 1,190 1,250	両 5,000 5,000	両 154,490 156,250
貫, 匁 1,600,000	貫, 匁 1,600,000	貫, 匁 800,000	貫, 匁 400,000	貫, 匁 100,000	貫, 匁 400,000	貫, 匁 12,500,000
貫, 匁 250,000 150,000	貫, 匁 250,000 150,000	貫, 匁 150,000 50,000 150,000	貫, 匁 60,000 40,000 60,000	貫, 匁 50,000 50,000	貫, 匁 100,000 100,000	貫, 匁 3,910,000
貫, 匁 貫, 匁 150,000 150,000 100,000 150,000 50,000	貫, 匁 150,000 150,000 100,000 50,000	貫, 匁 250,000 50,000 20,000 130,000	貫, 匁 40,000 80,000 20,000	貫, 匁 貫, 匁	貫, 匁 50,000 150,000	貫, 匁 4,090,000
1,000,000	1,000,000	800,000	300,000	100,000	400,000	8,000,000
		-116,000				-116,000
1,000,000	1,000,000	684,000	300,000	100,000	400,000	7,884,000
600,000	600,000	0	100,000	0	0	4,500,000

表2 田村図書依頼・石原節之丞依頼・当用による出銀

両替商名	出雲屋三郎兵衛	平野屋五兵衛	平野屋五兵衛	千草屋宗十郎
依頼者名	田村図書	田村図書	石原節之丞 当用	石原節之丞 当用
依頼金額(※1)	両 60,000	両 35,000	両 10,000	両 23,800
実際金額(※2)	25,000	35,000	10,000	25,000
代銀高(60匁建)	貫, 匁 1,500,000	貫, 匁 2,100,000	貫, 匁	貫, 匁
代銀高(80匁建)	2,000,000	2,800,000	800,000	2,000,000
金相場違い目	500,000	700,000		
文久3亥年	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁
6月納				
7月納				
8月納①	750,000	1,050,000		300,000
8月納②				
9月納				200,000
10月納				
11月納				
12月納				
元治元子年	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁 貫, 匁	貫, 匁 貫, 匁
7月納		150,000		200,000
8月納		100,000		
9月納		150,000		
10月納		200,000		300,000
11月納		100,000		100,000
11月納(当用)			300,000	150,000
12月納①	250,000			
12月納②				
12月納(当用)①				100,000
12月納(当用)②				
納済銀高計	1,000,000	2,050,000		1,350,000
元治元年中御差別高				
慶応元年初納済銀高計	1,000,000	2,050,000		1,350,000
未出銀高	1,000,000	1,550,000		650,000

※1：【田村】は60匁替で平野屋・出雲屋より出された金額である。【石原】は84匁替で千草屋・錢佐より出された金高である(鴻池もそれに準じる)。

※2：【田村】【石原】共に80匁替で出された金高である。

注1：平野屋五兵衛「当用」に関し返済予定は「丑(元治2)3月限」である。

注2：千草屋宗十郎「当用」に関し返済予定は、150貫目が「丑(元治2)3月限」、100貫目が「丑(元治2 = 慶応元)4月限」である。

注3：炭屋安兵衛「当用」に関し返済予定は、共に「丑(元治2 = 慶応元)4月限」である。

出典：「御手当金」(70—4)、「戌年御請…(平野屋・千草屋)」(71—1)、「一銀式千貫目 千草屋宗十郎」(71—4)、「式」(75—2)より作成。表中の「未出銀高」の銀額は「三」(75—3)を参照。

記の各家は銀高に変更はなく金高が増え、千草屋が二万五〇〇〇兩・錢佐が一万兩、鴻池が皆納だが一二五〇兩となった。「石原節之丞談事」(71―2)⁽¹⁴⁾でも金相場値に関しては同じである。

「弐」(75―2)⁽¹⁵⁾では文久三亥年六月(元治元年一月二日の【田村】「石原」)での出銀状況が判明し、表2にも反映したが、更にこの史料は「戊年御請」(平野屋・千草屋)(71―1)とで内容を比較すると、元治元年一〇月納銀高は【田村】平野屋で予定一〇〇貫目だったが実際二〇〇貫目であったことが判る。また、この時期の金相場建について「壹」(75―1)では「金相場立之処、不法定之向茂御座候得共、都而八拾目立二而取調候事」とあり、不法定要素もあるが藩は銀八〇匁での取調方針を確認している。続いて「先ツ只今内納メ之俣ニ而見切り、改メ而此後之御手当輕ク談シ置申度」として、現段階で納められたものはそのままで、今後は改めて検討するとしている。

金相場建は金一兩につき銀高で、文久二年の【田村】では六〇匁、文久三年では金相場上昇により八四匁で見込み、文久三年九月の大坂での八〇匁公定相場に準じる形を適用したことが窺われる。しかし【田村】で二〇匁差が出たた

め、銀高差を六万兩に合うよう出銀高へ加えて決着した。他方、銀高を先決し藩へ納める金高には若干の変動が出る家もあった。幕末の金相場上昇は、大名貸で相場建の設定が懸案になっていたことが窺える。

藩と大坂両替商の合意には「世変」「非常」の際でも藩へ納金するが、一時に納められないため繰り合い以て割納するとしており、御差別予定は三年計画にしている。⁽¹⁶⁾

三 鳥取藩の負債と御差別予定案

(1) 元治元年における鳥取藩の負債

江戸・御国・大坂関係の藩債史料「御古借調」(70―1)「御手当金」(70―4)は相互に関連する史料であり、⁽¹⁷⁾そこから元治元年前半の藩債状況を分析する。

江戸の貸付役所が文久三年以降に適用した返済救済規定は三点で、①安政六年以前の貸付役所からの借入分は年五歩利へ引き下げ、②元利金二〇年賦返済、③元利滞納分の一ヶ年返納延期と一ヶ年分納入高の五ヶ年割返納、を認めた。この返済救済規定は、ペリー来航以来の旗本・大名への様々な御用に対する見返りの意味もあるが、他方で貸付役所は拝借金返納が減少して新規貸付に支障も出ていた。

表3 元治元年春越し借財高(大坂のみ)

借入銀高	記事
貫目	
1,050,000	田村図書6万兩の内(平野屋五兵衛)
750,000	田村図書6万兩の内(出雲屋三郎兵衛)
400,000	石原節之丞10万兩の内(炭屋安兵衛)
400,000	石原節之丞10万兩の内(炭屋彦五郎)
500,000	石原節之丞10万兩の内(千草屋宗十郎)
350,000	石原節之丞10万兩の内(銭屋佐兵衛)
200,000	石原節之丞10万兩の内(布屋甚九郎)
100,000	石原節之丞10万兩の内(鴻池新十郎)
160,000	石原節之丞10万兩の内(油屋吉次郎)
450,000	当用御借銀(平野屋五兵衛)→御差別時期不明
150,000	当用御借銀(炭屋安兵衛)→当(元治元)3月御差別済
200,000	当用御借銀(炭屋彦五郎)→当(元治元)2・7月御差別済
150,000	当用御借銀(千草屋宗十郎)→当(元治元)5月御差別済
100,000	当用御借銀(出雲屋三郎兵衛)
400,000	当用御借銀(加島屋作兵衛)
100,000	当用御借銀(天王寺屋嘉十郎)
100,000	当用御借銀(塩屋亥三郎)

注1: 合計の銀5560貫目を金6万5412兩で割ると金1兩=銀84.999…匁になり、金1兩=銀85匁と推定。

注2: 付紙の「上段之外」には、平野屋は150貫目・炭安150貫目・炭彦150貫目・千草屋200貫目・銭佐250貫目・油屋40貫目の計940貫目を出銀しており、表2の元治元子年7月納銀高である。

出典: 「御借財調」(70-2)より作成。

この支障に対し、幕府は文久元年に一万五〇〇〇兩、同三年に一二万兩、元治元年に三五万兩の資金援助を貸付役所に行った。貸付金は原則的に「明高」がある場合に認められており、この「明高」とは「目当高」(貸付上限額)と、

これまでの貸付高との差額を指す。「目当高」とは天保四年(一八四三)の半高棄捐・半高無利息年賦返済という主法替の際に、万石以上の場合は一萬石につき無利息金を含めて三〇〇〇兩(利息付のみ借入の場合、従来通り万石

以上の場合は一萬石につき二〇〇〇兩)とされた。⁽¹⁸⁾この返済救済規定は鳥取藩へも適用されている。

江戸の貸付役所からの借入高は三万四七七八兩だったが二〇一二兩増しを行い、残高七口で三万六七九〇兩三分になった。七口の内訳は、三口が年五歩利を元治元年より無利息二〇年賦で一万九五〇〇兩、四口が五年賦以上で一万七二九〇兩三分余程になる。また、七口の年返済合計高は三七九五兩になった。

大坂での臨時御用での五五六〇貫目出銀は表3に示したが、これは金六万五四二二兩程に換算される。【田村】【石原】での三九一〇貫目の出銀は、表2の元治元年七月納の直前を示したものと考えられる。表

2・3にある「当用御借銀」の性格と、その一六五〇貫目（表3の下段）の詳細は四章（3）で後述する。藩債の増加状況は「御借金増減」（70―3）に依れば、臨時御用で文久二年初の「当用御借銀」残高二万五三六〇両だったが、同二・三年に「大坂御手当金御借増し」四万五二両が加わり、「御借財調」（70―2）にある元治元年の六万五四一二両程になった。

「御借金増減」（70―3）で、江戸・御国・大坂の「子正月改御借財高」は一二万九一五九両で、文久二年初の七万五三九五両に、同二・三年に五万三七六四両が加わったと述べている。この他にも、江戸で「御勘定所御除金御操出し」六万九七〇三両、「江戸御手当金御操出し」二万五三一二両があり、江戸御手当金は臨時御用で江戸両替商からの借入と考えられる。また他に、朱字記載の二口もあり、金四〇〇〇両と銀札一四五〇貫目は銀札場より文久三年冬以来の借入分、銀一〇一八貫五八〇目は大坂での「江戸定式御雑用并扶持方金」の借銀で御差別の滞り分である。二口の返済は「御米代を以御差別ニ可相成処、追々不時御入用相嵩御操合付不申滞り居申候」とあり、米売却代で御差別の積りが不時の入用が嵩み返済が滞っている。

古借への返済は「御古借調」（70―1）で、江戸と大坂の両替商に対して毎年、合計で米一九二五石と銀一一二貫六〇〇目余程が支出されている。米は、江戸金主への古借二〇万両余と大坂銀主への古借一万七一九〇貫目余に対し、年一九二五石を送っている。銀は千草屋と炭彦への古借に対し年九四貫六〇〇目位の返済を続けており、他にも池田仲立が平野屋新兵衛からの借銀引請分に対し年一八貫目余の返済をしている。

（2） 田村図書・石原節之丞依頼分の御差別予定案

慶応元丑年と推定される「（丑年御米見積書）」（76）では、「積出し地払高」六万五〇〇四石余の内、大坂廻米高が三万二〇〇〇石である。他方、同年作成と推定の「四」（70―5）の「御差別調」では、平野屋・鴻池・千草屋・炭安・炭彦・布屋・錢佐・出雲屋・油屋の出銀高は計七八八四貫目、各家の出銀内訳は表2中の「慶応元年初納済銀高計」に示したが、この銀高の御差別は三年・六年・一〇年と五年計画で見積もっている。

三年計画（丑・卯）は、年に二六二八貫目ずつ元入する見込みで、藩の支払利息は慶応元丑年の利銀を六六二貫目

余りと見積もる。つまり藩の残銀高七八八四貫目を月七朱利で計算すると月利五五貫一八八匁で一二ヶ月利六六二貫目二五六匁となる。「但シ明年々者利銀少之減し」と述べているため、支払利息を月七朱利として、慶応二寅年の残銀五二五六貫目は月利三六貫七九二匁で一二ヶ月利四四一貫五〇四匁、慶応三卯年の残銀二六二八貫目は月利一八貫三九六匁で一二ヶ月利二二〇貫七五二匁と計算される。

六年計画（丑ノ午）は「昨年平野屋申出ル差別方者、亥年納之分ハ丑ノ外迄三ヶ年割、子・丑年納之分者辰ノ午迄三ヶ年割、右之歩ミ六ヶ年割差別与メ」とあり、元治元年に平野屋から提案されたものである。まず、文久三亥年納銀高三九一〇貫目は、三年（丑ノ卯）で元入して（一三三〇三貫三三三・三三三三三：匁ずつ）皆済させる。次に、元治元子年納銀高四〇九〇貫目より御差別高一一六貫目（錢佐）を差し引いた残高三九七四貫目は、三年（辰ノ午）で元入して（一三三二四貫六六六・六六六：匁ずつ）皆済させる。最後に、この歩みの六ヶ年割で年に一三三四貫目ずつと記しており、つまり二つの三ヶ年割を平均した一三三三貫九九九・九九九：匁に由来しており、「外利銀右同断」とも述べている。

一〇年計画は年に七八八貫四〇〇貫目ずつの元入で、「外利銀右同断」と述べている。

五年計画は、「四」（70—5）の出銀高七八八四貫目の下の付紙に記載され、藩内で三年計画と六年計画を検討した結果で「当年者在中ノ献上之五歩米も御座候ニ付先ツ三ヶ年割勝之見込を以御払込ミ、来年ノハ五歩米も無御座儀ニ付、当年之御差別残りを来年ノ五ヶ年割とかニ相成候而者如何可有御座哉」とあり、慶応元年は在方への五歩米の賦課で経済的余力もあり、三年計画の銀高二六二八貫目を一回元入する。同二年から五歩米は無いため、同二年の残銀五二五六貫目を五年計画での元入を検討している。但し「当年余分御払込ニ相成り候ハ、惣方之見込も宜、且来年ノ之利銀も減し候儀ニ付右三ヶ年割之見込ノ其余之御有余も御座候ハ、成り丈ケ当年御払込ミニ相成り度」とあり、同元年の御差別で多く元入すれば同二年以降の支払利息も減り、三年計画の元入高より余力があるならば同元年中に多く元入の繰上げを強調している。返済計画に関し、藩は平野屋からの提案の六年計画を基本にしつつ、藩内の米を手段に返済期間短縮を検討していた。

四 御差別の実際と新たな問題

(1) 錢屋佐兵衛

「式」(75―2)に基づく錢佐の出銀状況は表2に、「諸家貸」で臨時御用での出銀と御差別は表4に示したが、共に出銀が一致する。「式」(75―2)の「納銀調」には錢佐の御差別の計画もあり、計画と実際について比較検討を試みていきたい。

八〇〇貫目の出銀【石原】は、文久三亥年八月一七日に一五〇貫目の納銀に始まり、元治元子年一二月一五日に五〇貫目が納銀で終わる。元治元年七・一一月には御差別は部分的に始められ一六貫目が元入〔式〕「諸家貸」され、残高六八四貫目になった。

「諸家貸」の出銀では文久三亥年八月一七日に一五〇貫目・同月二四日に五〇貫目・一二月六日に一五〇貫目の計三五〇貫目は別々に扱われているが、「式」(75―2)では御差別の状況から判断すると一括して取り扱われている。次に「式」(75―2)と「諸家貸」を比較することで、御差別の予定と実際を解明していく。次に「式」(75―2)の六八四貫目の御差別予定を次の①～③に示す。

①慶応元丑年の御差別は六月に八三貫目、七月に六七貫目、一一月に五〇貫目と六六貫目、計二六六貫目を元入する。②慶応二寅年の御差別は六月に八三貫目、七月に六七貫目、一一月に五〇貫目と六七貫目、計二六七貫目を元入する。③慶応三卯年の御差別は六月に八四貫目、一一月に六七貫目、計一五一貫目を元入する。

「諸家貸」では、御差別の箇所を「^(朱印)印分消合」と年月を記す例が度々見受けられる。そして、実際の御差別は(A)～(D)で展開していく。

(A) 文久三亥年八月納の二〇〇貫目(出銀は一七日に一五〇貫目、二四日に五〇貫目)に関して、元治元子年の二度の御差別では史料から次の相違点が指摘できる。「式」(75―2)では、計二〇〇貫目の内六六貫目を元治元子年七月に元入して〔六拾六貫目 子七月元入〕、残高一三四貫目〔残而百三拾四貫目 同八月元〕になり、それは慶応二寅年七月に皆済の予定(①②の七月)である。他方、「諸家貸」では、文久三亥年八月二四日出銀の五〇貫目は元治元年七月一日に御差別され、文久三亥年八月一七日出銀の一五〇貫目〔^(朱印)印分消合、^(慶応元)丑十二月〕は元治元子年七月一日に一六貫目のみ元入し、残高一三四貫目となった。そ

表4 文久3年～慶応元年(1863～1865)の銭佐における出銀と御差別

出銀年月日		雑用金	臨時御用	御差別年月日	
		貫、匁	貫、匁		
(A)	文久3年 1月16日	5,600		元治元年 7月29日	
	文久3年 2月2日	5,600		元治元年 9月29日	
	文久3年 3月5日	5,400		元治元年 9月29日	
	文久3年 4月2日	5,600		元治元年 10月28日	
	文久3年 5月2日	5,500		元治元年 10月28日	
	文久3年 6月2日	5,600		元治元年 12月23日	
	文久3年 6月21日	8,700		元治元年 12月23日	
	文久3年 8月2日	5,700		元治2年 2月26日	
(A)	文久3年 8月17日		150,000	丑(慶応元)12月	○印分消合
(A)	文久3年 8月24日		50,000	元治元年 7月10日	
	文久3年 9月2日	6,600		元治2年 2月26日	
	文久3年 10月2日	5,300		元治2年 2月26日	
(B)	文久3年 11月2日	7,800		元治2年 3月28日	
	文久3年 12月6日		150,000	丑12月	□印分消合
	文久3年 12月2日	10,100		元治2年 3月28日	
	文久3年 12月12日	10,100		慶応元年 4月30日	
(C)	文久4年 1月5日	5,500		慶応元年 4月30日	
	文久4年 2月2日	5,300		慶応元年 4月30日	
	元治元年 3月2日	5,500		慶応元年 4月30日	
	元治元年 4月3日	5,500		慶応元年 5月29日	
	元治元年 5月2日	5,600		慶応元年 5月29日	
	元治元年 6月2日	5,600		慶応元年 5月29日	
	元治元年 6月21日	8,700		慶応元年 5月29日	
(C)	元治元年 7月10日		250,000	寅(慶応2)12月	◎印分消合
	元治元年 8月2日	6,400		慶応元年 5月29日	
	元治元年 9月2日	7,200		慶応元年 閏5月28日	
	元治元年 10月2日	6,400		慶応元年 7月30日	
(D)	元治元年 10月20日		50,000	慶応2年 5月27日	
	元治元年 11月2日	9,200		慶応元年 8月24日	
(D)	元治元年 11月19日		20,000	慶応2年 5月27日	
	元治元年 12月2日	11,400		慶応元年 8月24日	
(D)	元治元年 12月2日		80,000	慶応2年 5月27日	
	元治元年 12月12日	11,400		慶応元年 9月24日	
(D)	元治元年 12月15日		50,000	慶応2年 5月27日	
	元治2年 1月5日	6,500		慶応元年 9月24日	
	元治2年 2月2日	6,000		慶応元年 10月24日	
	元治2年 3月5日	6,200		慶応元年 11月30日	
	元治2年 4月2日	6,400		慶応元年 12月23日	
	慶応元年 5月2日	8,200		慶応2年 1月24日	
	慶応元年 閏5月2日	8,300		慶応2年 2月24日	
	慶応元年 6月2日	8,400		慶応2年 3月23日	
	慶応元年 6月21日	12,200		慶応2年 4月4日	
	慶応元年 8月2日	8,300		慶応2年 5月20日	
	慶応元年 9月2日	9,300		慶応2年 6月21日	
	慶応元年 10月2日	8,600		慶応2年 8月29日	
	慶応元年 11月2日	10,700		慶応2年 10月29日	
	慶応元年 12月2日	13,700		慶応2年 11月29日	
	慶応元年 12月12日	13,700		慶応2年 12月20日	

出典：「諸家貸」(嘉永元年～明治32年〔大阪歴史博物館寄託 逸世家文書7-1])。

の後は御差別の予定が繰り上げられ、慶応元丑年六月二八日に一三四貫目の元入で皆済され、一二月に帳簿から「消合」された。

(B) 文久三亥一二月納の一五〇貫目は、次の相違点が

指摘できる。「式」(75-2)では一五〇貫目の内五〇貫目を元治元子年一月に元入して〔内五拾貫目 子十一月元入〕、残高一〇〇貫目〔残而百貫目 同十二月元二成ル〕になり、それは慶応二寅年一月に皆済の予定(①②の一)

一月の五〇貫目ずつである。他方、「諸家貸」では、文久三亥年一二月六日出銀の一五〇貫目〔(朱印)印分消合、(慶応元)丑十二月〕は、元治元子年一二月二八日に五〇貫目、慶応元丑年八月二八日に三七貫目、同年九月二六日に六三貫目での元入で皆済され、一二月に帳簿から「消合」された。

(C) 元治元子年七月納の二五〇貫目は、次の相違点が指摘できる。「弐」(75―2)では慶応三卯年六月に皆済の予定①②③の六月である。他方、「諸家貸」では、元治元子年七月一〇日出銀の「三ヶ年割」二五〇貫目〔(慶応元)寅十二月、(朱印)印分消合〕は、慶応元丑年一二月二三日に一五〇貫目、慶応二寅年五月二七日に一〇〇貫目の元入で皆済され、一二月に帳簿から「消合」された。

(D) 元治元子年一〇一二月納の二〇〇貫目は、次の相違点が指摘できる。「弐」(75―2)では三口の合計二〇〇貫目〔一五拾貫目 子十月元〕一弐拾貫目 同十一月元〕「二百三拾貫目 同十二月元」は、慶応三卯年一一月に皆済の予定①②③の一二月の六六貫目と六七貫目を二回である。他方、「諸家貸」では、元治元子年一〇月二〇日出銀の五〇貫目・一十一月九日出銀の二〇貫目・一二月二日出銀の八〇貫目・同月一五日出銀の五〇貫目で、四口の合計二〇

〇貫目である。その後は御差別の予定が繰り上げられ、慶応二寅年五月二七日の元入で皆済になる。錢佐「日記」同日条にも「因州御差別五口、助吉取ニ参り候事」¹⁹⁾とあり、(C)の残一〇〇貫目・(D)の二〇〇貫目、計三〇〇貫目を指している。

「弐」(75―2)と「諸家貸」を比較した(A)①②③(D)から言えることは、①②③の三年での返済予定を二年①②半年へと繰り上げ返済しており、これは藩からの支払利息の節約を意識した返済行動だろう。藩は「弐」(75―1)で「錢屋者最初調達歩ミ御差別歩ミ等取極有之、既ニ昨年百拾六貫目元入ニ相成り居申ニ付、此好ミ通りニ御差別可仕事ニ候得共、惣方御差別年限相極り候ハ、錢屋之分も惣方差別同様ニ可申談事」と述べている。つまり、錢佐には最初に出銀と御差別の予定を示す。昨元治元年に一六貫目を元入したため、藩の好みに合わせて御差別ができるが、組合の出銀者全体で御差別年限が定まるのならば、錢佐も組合の御差別を適用するようになると見込んでいる。

(2) 鴻池新十郎

鴻池新十郎は【石原】で五〇貫目ずつ二口を文久三年

六・八月納で出銀し、表2中の「慶応元年初納済銀高計」に一〇〇貫目がある。他方、「大福帳」には大名貸に關し、出銀の記載年月日・雑用金と臨時御用での出銀高・受取利息・返済の記載年月日・利率とその適用月が記されている。⁽²⁰⁾そこから「松平相模守様」とあるものを順番に抽出すると表5になり、文久二年九月〜元治元年一二月の貸付・御差別・受取利息・月数が窺える。表5の「出銀年月」の「臨時御用」に關して「亥(文久三)」「三・五・七・九・一」月より月五朱利で出銀された口は、「子(元治元)」三・五・七・九・一一月に月五朱利で若干の銀高を増やして借り替えが行なわれている。注意を要するのは、出銀年月と利率・受取利息に關し、亥三月は一二月分、亥七月は一〇ヶ月分、亥五・九・一一月は一ヶ月分の受取利息で、平均すれば約一ヶ月分に抑えられている点である。他方、亥六・八月に月七朱利で五〇貫目ずつ出銀の【石原】は、元治元年六・八月に月七朱利で借り替えられ表2・3にもその残高が表れており、表5に一二月分の受取利息が出ている。月七朱利は「石原節之丞談事」(71―2)に「但し式朱利被下候様、納銀之上ハ外並之通御割合被成下候様」とあり、鴻池は月二朱利高い利率を藩に望み、交渉が

成立したと捉えられる。少なくとも【石原】では利率が月七朱利と高く、鴻池では他の臨時御用の月五朱利の口が表2・表3に出ておらず、【田村】・【石原】が如何に緊急で特別な臨時御用だったかが窺える。

(3) 平野屋・千草屋・炭安・出雲屋の当用御借銀

表2では、平野屋は【田村】・【石原】・当用の三つの貸口から二〇五〇貫目を出銀して最大の貸し手であり、千草屋と炭安はそれぞれで【石原】・当用の二つの貸口が見られる。当用の貸口では、元治元年一〜一二月に出銀され、返済の予定は元治二丑年三月・四月(一八六五、四月七日より慶応元年)とある。

表3では「当用御借銀」一六五〇貫目は次の三点の特徴が指摘できる。①表2には出ていない加島屋作兵衛の四〇〇貫目・天王寺屋嘉十郎の一〇〇貫目・塩屋三郎の一〇〇貫目が見られる(表2中には出ている出雲屋は一〇〇貫目)。
 ②炭安の一五〇貫目は元治元年三月に、炭彦の二〇〇貫目は同年二月・七月に、千草屋の一五〇貫目は同年五月に御差別が済んだ。
 ③平野屋の四五〇貫目について御差別実施時期は不明である。
 ②③に關しては御差別が行われたため、

表5 文久2年～元治元年(1862～1864)の鴻池新十郎における出銀と御差別

出銀記載	雑用金	臨時御用	受取利息	御差別記載	出銀年月	利率
	貫、匁	貫、匁	貫、匁			
文久2成年						
11月2日	11,300		1,045.25	元治元年 5月7日	戊閏8月半	月5朱
11月2日	10,500		971.25	元治元年 5月7日	戊9月半	月5朱
11月2日	16,000		1,480.00	元治元年 5月7日	戊10月半	月5朱
12月16日	20,200		1,767.50	元治元年 5月7日	戊11月半	月5朱
12月16日	20,200		1,819.00	元治元年 5月7日	戊12月	月5朱
文久3亥年						
5月7日	11,700		1,199.25	元治元年 11月2日	亥正月半	月5朱
5月7日	11,700		1,140.75	元治元年 11月2日	亥12月半	月5朱
5月7日	11,100		1,082.25	元治元年 11月2日	亥2月半	月5朱
5月7日		52,400	3,144.00	元治元年 5月7日	亥3月	月5朱
5月7日	11,400		1,111.50	元治元年 11月2日	亥3月	月5朱
5月7日	11,400		1,054.50	元治元年 11月2日	亥4月半	月5朱
7月18日		54,400	2,992.00	元治元年 5月7日	亥5月	月5朱
7月18日	11,700		1,140.75	元治元年 12月29日	亥5月	月5朱
7月18日	18,000		1,710.00	元治元年 12月29日	亥6月	月5朱
7月18日		50,000	4,200.00	元治元年 5月7日	亥6月	月7朱
7月18日		55,300	2,765.00	元治元年 5月7日	亥7月	月5朱
11月2日	11,800				亥7月半	月5朱
11月2日		50,000	4,200.00	元治元年 11月2日	亥8月	月7朱
11月2日	13,500				亥8月半	月5朱
11月2日		58,000	3,190.00	元治元年 11月2日	亥9月	月5朱
11月2日	11,000				亥9月半	月5朱
12月14日	16,100				亥10月半	月5朱
12月14日		55,700	3,063.50	元治元年 11月2日	亥11月	月5朱
12月14日	21,000				亥11月半	月5朱
12月14日	21,000				亥12月	月5朱
元治元子年						
5月7日	11,500				亥12月半	月5朱
5月7日		53,000	2,650.00	元治元年 11月2日	子正月	月5朱
5月7日	11,200				子正月半	月5朱
5月7日	11,300				子2月半	月5朱
5月7日		53,500	2,675.00	元治元年 12月29日	子3月	月5朱
5月7日	11,400				子3月半	月5朱
5月7日	11,700				子4月半	月5朱
7月18日		54,600			子5月	月5朱
7月18日	11,500				子5月半	月5朱
7月18日	18,000				子6月	月5朱
7月18日		50,000			子6月	月7朱
7月18日		56,500			子7月	月5朱
11月2日	13,300				子7月半	月5朱
11月2日	14,800				子8月半	月5朱
11月2日	13,300				子9月半	月5朱
11月2日		61,800			子9月	月5朱
11月2日		50,000			子8月	月7朱
12月2日	19,100				子10月半	月5朱
12月2日		67,400			子11月	月5朱
12月16日	23,500				子11月半	月5朱
12月16日	23,500				子12月	月5朱

出典：『鴻池屋Ⅱ』（『大阪商業大学商業史博物館史料叢書』6巻、同館編集（責任編集 池田治司）、2008年、285～335頁より作成。

表2の「慶応元年初納済銀高計」には表れていない。

特に、②で御差別されていない他の五家（平野屋・出雲屋・加島屋・天王寺屋・塩屋）でも一・一五〇貫目（表3網かけ部分）になるが、表2「慶応元年初納済銀高計」を考慮すると、五家は元治元年一月までに一旦は御差別が実施されたものと考えられる。「当用御借銀」という貸口の性格は少なくとも、借入期間が長くても半年程度の短期資金と言えよう。「老」（75―1）でも「平野屋・千草屋・炭安江者去暮之処当用納之分も有之候得共、其節申出居候ハ限月ニ至り候ハ、御手当之方江取直し可申上よし、何れ其節又可申上間、先ツ当用ニと申出居候ニ付、右当用之分も御手当金と見テ取調置候事」と述べている。つまり、表2では元治元年一・一・一二月に当用で、平野屋は三〇〇貫目、千草屋は二五〇貫目、炭安は二〇〇貫目で計七五〇貫目を出銀した。藩は藩の申出期限月に至ったならば「当用」から「御手当」へと藩借銀の性格を変更させる方針である。まず、「当用」としたが「御手当」と見なして取り調べることにすると述べている。

「御手当」という語は、「御手当金」（70―4）の表題の他に、内容でも「田村図書申談し候御手当金」とあり、

錢佐・鴻池の例から藩の臨時御用での借銀と解釈できる。借入期間については「当用」が半年程度、「御手当」が一年程度と推測することができ、藩は「当用」で返済に限界があった場合は「御手当」への変更もあったのだろう。

出雲屋三郎兵衛は組合の動きとは異にした傾向が窺える。「老」（75―1）には「出雲屋者当年納メ残り之分相納メ可申と奉存候、相納候ハ、相納分登可申、且同家者御返済之義者如何様ニ而茂思召通りニ被成下候様ニと兼々申出居申ニ付、惣方同様之御差別ニ不相成共宜と奉存候」とある。出雲屋は慶応元年に未出銀高一〇〇〇貫目の納銀用意があり、納めたならば京都へ上せることにしている。御差別は、出雲屋が藩の方針に従うと申し出ており、出銀者全体と同じ御差別をしなくてよいと考えている。

（4）鳥取藩から水戸藩への又貸し

慶応元年の京都での鳥取藩と水戸藩の財政関係について、大坂元メ役岡崎平内（千尋、岡崎家六代目）に宛てられた京都詰家老荒尾駿河成章の書状を考察する²⁴。錢佐・鴻池・布屋は元治元年末までに【石原】全てを出銀しており、他の各家では【田村】【石原】で四五〇〇貫目の未出銀高が

あつたと考えられる。四月二十九日付「荒尾駿河成章書状」⁽²²⁾

には「水戸民部大輔様長々御在京ニ有之処、追々御入用も相増候処、兼而水戸表之御模様御承知之通り故、金穀共一向御仕向無之故、(中略)必至之御困窮実ニ無御抛御様子有之趣、依之先達而令御兄弟様方江御金談・御無心被仰進候訳柄も有之候得共、御家ニ而者旧冬三百俵も被進ニ相成、其上長討御出勢ニ付而者、莫大之御出方実ニ御操合付不申」とある。つまり、水戸藩主徳川慶篤を継ぎ後に最後の藩主となる松平余八磨(徳川昭武)は、慶篤帰府(文久三年四月)後、滞京で費用が嵩んだ。水戸藩の国元の模様は金穀共に上方へ送れない状況のため、この期に及び本当に困窮した。そのため、水戸藩は兄弟の大名家へ借金を頼み、鳥取藩でも元治元年冬に米三〇〇俵を援助した。しかも長州再征への莫大な繰り合わせはついていない。

水戸藩の金策は「備前公・浜田・鳥原・一橋公者素令御相応ニ御救助被成進候趣ニ相聞へ、御家令強而御断被仰進候処も御不本意、又無右余儀御差支を乍御承知、御捨置被成候も如何ニも可有之(中略)此度一向御談し通り金弐千両被成進ニ相成候様申談合、(中略)其表ニ而如何様共御都合御考合、急々京都表江御廻金有之様格別ニ御取計可被

下候」とある。慶篤から見て慶徳は弟、水戸民部大輔(余八磨)・備前公(岡山藩主池田茂政)・浜田(松平武聰)・鳥原(松平忠和)・一橋公(徳川慶喜)も徳川斉昭の子で慶徳の弟にあたる。鳥取藩は援助金を出す結果になり、二〇〇〇両を京都へ送金することを依頼している。⁽²³⁾

五月二十九日付「荒尾駿河成章書状」⁽²⁴⁾には「御手当金之儀色々御尽力有之御銀主共粗御請与申処ニ至り候由被申越候、(中略)御銀主共江当座為御挨拶、御手元令被下之御品類被申越」とあり、御手当金の借用は尽力もあって大坂の銀主も承知してくれたので、銀主へ当座の挨拶として贈物を考えている。贈物は「却而古キ御道具類令者、当時之御絵師幽峨共江画被 仰付、二・三軸宛ニ而も被下ニ相成候方宜歟共相考候得共急々問ニ合不申、依之被申越候欠成り之御軸類・御茶器類見斗わセ御廻し申候」とあり、古い茶道具類よりは狩野派の藩絵師根本幽峨⁽²⁵⁾に描かせた絵を贈ろうとも考えたが間に合わず、結局は軸類や茶道具類を贈る方針に決まった。大坂から京都への送金高は「民部大輔様江御救助被進候御金之儀、兵庫介令差図申入金千両御廻金有之候趣委細致承知候、先ツ千金ニ而相済御都合宜与存候」とあり、水戸藩への援助金は池田兵庫介の指図で、まず一

〇〇〇両が送金となる。残一〇〇〇両も慶応元年一月二
一日条に一月二〇日頃迄に送金することになった。⁽²⁷⁾

おわりに

文久三年～慶応元年における鳥取藩の大坂での大名貸を
考察してきた。鳥取藩は大坂両替商からの借入は長期年賦
化防止の工夫を絶えず凝らす⁽²⁸⁾が、過去の藩債整理で長期年
賦化された古借は米・銀での支出が毎年行われていた。他
方、幕末の大名家は、幕府の貸付役所は機能不全が始め、
大坂両替商への依存を強めたと考えられる。本稿の結論は
次の三点になる。

①鳥取藩における三都の両替商からの全借金銀高の正確
な把握は、『鳥取藩史』の指摘通り困難である。本稿の考
察から類推すれば、鳥取藩財政では大坂両替商からの各借
入口があり、御差別の優先度（利率・支払利息・借入期間）
を鑑みて各借入口から選択・抽出されて「御借財調」（70
―2）が作成されたと考えられる。つまり、史料で出され
た銀高が、この当時最も懸案の銀高だと考えられる。②鴻
池での分析のように、少なくとも【石原】では、月七朱利
で出銀された。安達辰三郎が安政四年（一八五七）に大坂

での藩債整理で利率月八朱から五朱を実現させていたが、
【田村】【石原】の臨時御用で利率上昇への綻びが始めた
と言える。③臨時御用の出銀に関し、藩の借入期間の長短
で借入金⁽²⁹⁾の名称が変わることである。それは、「当用」（半
年程度）、「御手当」（一年未満）、「印分消合」（一年以上の
長期、錢佐「諸家貸」で見られる）、「古借」（薄外化され長期
年賦化）で区分されるものと考えられる。錢佐「諸家貸」
の例では、この時期「印分消合」が三口出ており、加え
て鳥取藩は水戸藩主の兄弟に援助金を頼られ、鳥取藩は幕
府の貸付役所に頼れない中、大坂両替商の出銀をより重要
視していったものと考えられる。

(1) 飯島千秋「近世後期の幕府公金貸付政策」（横浜開港
資料館・横浜近世史研究会編『19世紀の世界と横浜』山
川出版社、一九九三年）一七一～一七三頁（以下、飯島
論文と略記）。

(2) 須賀博樹「錢佐と因州鳥取藩」（逸身喜一郎・吉田伸
之編『両替商 錢屋佐兵衛2 逸身家文書研究』東京大
学出版会、二〇一四年）三二三～三四七頁。

(3) 『鳥取県史』（三巻 近世・政治）（鳥取県、一九七九
年）五八六～五九〇頁（以下、『鳥取県史』（三巻）と略

記)。鳥取県立博物館(以下、鳥取県博と略記)編『贈従一位池田慶徳公御伝記(二巻)』(鳥取県博、一九八八年)一二五頁。

(4) 『資料調査報告書—旧鳥取藩士岡崎家資料—(昭和六〇年度)一三集』(鳥取県博、一九八六年)一四頁(以下、『資料調査報告書』と略記)。

(5) 鴻池新十郎「大福帳」(文久四年〔大阪商業大学商業史博物館蔵)。「諸家貸」(嘉永元年〜明治三年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七—一)。「諸家徳」(文政二年〜明治八年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七—三六)。

(6) 本章は次の文献を参照した。『鳥取藩史(一卷 世家・藩士列伝)』(鳥取県、一九六九年)一一八〜一二二頁(以下、『鳥取藩史(一卷)』と略記)。前掲『鳥取県史(三巻)』六〇一〜六三六頁・六四二〜六六四頁。町田明広「攘夷の幕末史」(講談社、二〇一〇年)一一六〜一二二頁。笹部昌利「攘夷と自己正当化—文久期鳥取藩の政治運動を素材に—」(『歴史評論』五八九号、一九九九年)七一〜八二頁。

(7) 一八四一〜一八六四年。分知家池田彦岐守仲律の三男で裕之進(幼名)、仲立(初名)のち仲建、左近将監、伊勢守、良徳院。鳥取支藩東館九代藩主。文久三年七〜一〇月は藩主に代わり京都警衛に当たる(前掲『鳥取藩史(一卷)』一七三〜一七四頁。『三百藩藩主人名事典 4』『明治維新人名辞典』参照)。

(8) 「田村成俊家譜」(寛永一二年〜明治六年〔鳥取県博蔵 藩政文書九三三四九)。「石原常節家譜」(延宝四年〜明治四年〔鳥取県博蔵 藩政文書八七九五)。

(9) 前掲『資料調査報告書』五頁。

(10) 慶応元丑年作成と推定される「丑年御米見積書」(76)では「江戸御雑用不足」が、五〜九月に五〇〇両ずつ計二五〇〇両程と述べている。

(11) 「納銀済」銀高は文久三年二月納までが示され、そこから文久三年二月〜元治元年六月の作成と推定。

(12) 『大阪市史(四巻下)』(大阪市参事会、一九一一年)二四四一〜二四四二頁。

(13) 「同(元治元子)十月納—丑(元治二)正月納之筈—から元治元年末頃の作成と推定。

(14) 「下地納済」銀高は文久三年二月納までで、「此度納済」銀高は元治元年七月納であるため、元治元年七月頃の作成と推定。

(15) 錢佐「諸家貸」と出銀月が一致し、慶応元年初の作成と推定。

(16) 「御手当金」(70—4)。「一銀式千貫目 千草屋宗十郎」(71—4)。

(17) 「御借財調」(70—2)は「当子春越し借財調」とあり元治元年前半の作成と推定。

(18) 前掲飯島論文、一七一〜一七三頁。

(19) 「日記」(慶応二年正月〜六月〔佐古慶三教授収集文書 大阪商業大学商業史博物館蔵錢屋F一〇—一四)。

- (20) 『鴻池屋Ⅱ』(『大阪商業大学商業史博物館史料叢書』六卷、同館編集(責任編集 池田治司)、二〇〇八年)。
- (21) 資料52は「長征出張」「当所(京都)詰」とあり目錄通り元治元年と推定される(『資料調査報告書』四頁・一四頁)。資料49～51は「長討」「御警衛詰御渡し物」とあり、資料53は「尚以」に「弥將軍御進発二被為在候趣、御着坂之上者如何成り行可申哉困り入候」とあり、將軍家茂が長州再征で上洛する旨が触れられ大坂着の上はとうなるか心配とあるため、慶応元年と推定。本節の水戸藩主徳川慶篤・昭武については『国史大辞典』を参照。
- (22) 「荒尾駿河成章書状」(慶応元年) 四月二十九日(鳥取県博蔵 岡崎家資料50)。
- (23) 「江戸での生活が困窮している水戸家」は、江戸ではなく京都の方が正しいだろう(前掲『資料調査報告書』四頁、一五～一六頁)。元治元年一月四日に鳥取藩へ守衛に当たる水戸藩士が困窮を訴えており、八日に衣食の資を与えている(前掲『鳥取藩史(一卷)』一二二頁)。
- (24) 「荒尾駿河成章書状」(慶応元年) 五月二十九日(鳥取県博蔵 岡崎家資料53)。
- (25) 『藩政時代の絵師たち(改訂版)——鳥取県の自然と歴史5——』(鳥取県博、二〇一三年) 一七～一九頁。『大日本書画名家大鑑(伝記下編)』(第一書房、一九七五年) 一四二四頁。
- (26) 池田兵庫介之貞。元治元年七月に政事加談池田兵庫介は家老職へ復帰、京都・大坂間を奔走している(前掲『鳥取藩史(一卷)』二二二頁。前掲『鳥取県史(三卷)』六五一頁)。
- (27) 「鳥取藩政資料 家老日記テキストデータベース」鳥取県博ホームページ(digital-museum.pref.tottori.jp/kanouniki/)。
- 〔付記〕 本稿は鳥取地域史研究会二〇一六年度例会・鳥取県立博物館《歴史講座》での報告に加筆・修正したものである。
- 受付日 二〇一七年七月二十九日/受理日 二〇一七年十一月七日
- (すが ひろき)

